

2016(平成28)年度 司法書士本試験 正解一覧表(午後の部)

科目	問題	正解	テーマ
民訴・民執・民保法	1	5	送達
	2	2	当事者適格
	3	3	弁論主義
	4	3	弁論準備手続
	5	4	控訴
	6	3	係争物に関する仮処分
	7	3	金銭債権に対する強制執行
書供託法・	8	2	司法書士法人
	9	3	供託の管轄
	10	4	電子情報処理組織による供託等
	11	2	弁済供託
不動産登記法	12	4	申請人
	13	5	登記権利者
	14	4	登記の申請の代理
	15	2	利害関係を有する第三者
	16	4(※)	登記原因証明情報
	17	4	印鑑に関する証明書
	18	3	会社法人等番号
	19	2	共有名義の登記
	20	1	敷地権付き区分建物の登記
	21	4	地上権の登記
	22	4	抵当権の設定の登記
	23	5	先取特権の登記
	24	3	相続または遺贈の登記
	25	3	電子情報処理組織を使用する方法による登記
	26	1	審査請求
	27	4	登録免許税
商業登記法	28	3	申請または嘱託
	29	4	株式会社の設立
	30	4	役員変更
	31	2	募集株式の発行
	32	5	資本金の額の変更
	33	3	清算株式会社の登記
	34	4	持分会社の登記
	35	5	一般社団法人の登記

※本正解一覧表については、本試験直後の情報収集により発表するものです。

したがって、今後の情報によっては、正解に変更がありうることを予めご了承下さい。

(※) 午後の部第16問肢オについて

登記名義人の「住所」の変更の登記を申請する場合に、住民票コードを提供したときは、登記原因証明情報としての住民票の写し等を提供することを要しない(不登令 § 9, 不登規則 § 36IV)。この規定は、**住所の変更の登記**を申請する際の規定であり、氏名の変更の登記も同様な取扱いがされるかは定かではなく、多少疑義があるが、住民票コードから氏名の変更の旨とその日付が明らかとなる場合には、そのような取扱いが認められる可能性がある。